



JASDAQ

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 東京日産コンピュータシステム株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 今 泉 真 一 郎  
( J A S D A Q ・ コード 3 3 1 6 )  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 赤 木 正 人  
( T E L 0 3 - 3 2 8 0 - 2 7 1 1 )

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部を変更することにつき平成25年6月20日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

全国証券取引所が、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成25年9月30日(月)最終の発行済株式数に99を乗じた株式数とします。平成24年5月14日(火)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

①株式分割前の当社発行済株式総数	12,600株
②今回の分割により増加する株式数	1,247,400株
③株式分割後の当社発行済株式総数	1,260,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	5,040,000株

##### (3) 分割の日程

①基準日の公告日	平成25年9月13日(金)
②分割の基準日	平成25年9月30日(月)
③分割の効力発生日	平成25年10月1日(火)

#### 3. 単元株制度の採用

##### (1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)平成25年9月26日をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

事業の多様化および新たな事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業の目的を変更いたします。

また、「2. 株式分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年10月1日(火)をもって定款の一部を変更いたします。

##### (2) 変更の内容

- ① 事業の目的に輸出入を追加するものであります。
- ② 発行可能株式総数を現行の50,400株から5,040,000株に変更するものであります。
- ③ 単元株制度に関する定めを新設するものであります。
- ④ 以上のほか所要の変更を行い、また、効力発生日を定めるため、附則第1条を変更するものであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) コンピュータ・ハードウェアの販売、コンピュータ・ソフトウェアの開発および販売</p> <p>(2)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) コンピュータ・関連機器および関連事務用品の販売</p> <p>(6)～(10) (条文省略)</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>第5条(発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>50,400</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6条～第45条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>この規程の改廃は規程管理規程に従い実施する。</u></p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) コンピュータ・ハードウェアの販売および<u>輸出入</u>、コンピュータ・ソフトウェアの開発および販売<u>ならびに輸出入</u></p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) コンピュータ・関連機器および関連事務用品の販売および<u>輸出入</u></p> <p>(6)～(10) (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条(発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>5,040,000</u>株とする。</p> <p><u>第6条(単元株式数)</u></p> <p>当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>第7条(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>当社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>第8条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第5条の変更、第6条から第7条までの新設およびそれに伴う条数変更の効力発生日は、平成25年10月1日からとする。なお、本附則は平成25年10月1日効力発生日を経過後、削除するものとする。</u></p>

以上